

# 深谷市人権施策推進指針 (第2次改定)



6色のレインボーは、性の多様性を表す象徴です。  
また、「ALLY（アライ：LGBTQの支援者）」の方の意思表示としても使われます。

令和5年3月  
深 谷 市



# 目 次

「一人ひとりの人権・個性が尊重されるまち」の実現に向けて……………	1
第1章 人権施策推進指針の策定にあたって……………	2
1 人権施策推進指針策定の背景……………	2
2 指針の性格……………	4
3 深谷市人権施策推進指針 体系図……………	5
第2章 人権施策の推進方向……………	6
1 人権教育・人権啓発の推進……………	6
2 相談・支援の推進……………	6
3 関係機関及び団体などとの連携による人権施策の推進……………	6
第3章 分野別人権施策の推進……………	7
1 女性……………	7
2 子ども……………	8
3 高齢者……………	9
4 障害のある人……………	10
5 性的少数者……………	11
6 外国人……………	12
7 さまざまな人権問題……………	13
第4章 推進体制……………	15
1 庁内の推進体制……………	15
2 国、県、市町村、関係機関などとの連携……………	15
◇ 用語解説……………	16

※本文中で、※を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

## 「一人ひとりの人権・個性が尊重されるまち」の実現に向けて

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

この権利を守るためには、私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重することの大切さに気づき、相手の気持ちを考え、思いやることができるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

深谷市では、平成18年に1市3町で合併後、「深谷市人権施策推進指針」を策定し、郷土の偉人である渋沢栄一翁が大切にした「まごころと思いやり」に満ちたまちづくりを目指し、人権教育<sup>\*</sup>・人権啓発<sup>\*</sup>に取り組んでまいりました。

しかしながら、私たちの周りでは、依然として差別や偏見が存在し、人権が侵される問題があとを絶ちません。特にインターネット上での誹謗中傷や、性的少数者<sup>\*</sup>への偏見など、新たな人権問題が顕在化し、人権を取りまく状況は複雑・多様化しております。

このような社会情勢の変化に対応するため、令和4年3月に制定した「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」を踏まえて、この度、「深谷市人権施策推進指針（第2次改定）」を策定いたしました。

この指針を基に、これからもさまざまな施策の充実に努めてまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本指針の策定に当たり御尽力いただきましたすべての関係者の方より御礼申し上げます。

令和5年3月

深谷市長 小 島 進

## 第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

---

### 1 人権施策推進指針策定の背景

#### (1) 国際社会の動き

世界は二度にわたる大戦を経験し、国際社会に深い傷を残しました。この反省から、昭和20（1945）年に世界の平和と安全の確保、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。

国連は、昭和23（1948）年、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」\*を採択しました。この基本的精神を実現するため、昭和40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」\*、昭和41（1966）年には、法的拘束力を持つ「国際人権規約」\*を採択するなど、さまざまな人権尊重や差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

平成6（1994）年の第49回国連総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、世界のあらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しています。これを受けて、「人権」が世界の共通語となり、世界各地で人権に関するさまざまな取組が進められています。

平成27（2015）年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）\*が示されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標で構成され、その中には「貧困をなくそう」「飢餓を0に」「すべての人に健康と福祉を」など世界共通の人権課題が多く含まれています。

#### (2) 国内の動き

わが国では、昭和22（1947）年に「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、これまで、人権に関するさまざまな制度や施策の充実が図られてきました。

平成12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」\*が施行され、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これに基づき、人権教育・人権啓発について、総合的かつ計画的な取組が進められています。

平成28（2016）年には、人権に関する3つの法律として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」\*、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」\*（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、及び「部落差別の解消の推進に関する法律」\*が制定されるなど、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするためのさまざまな取組が行われています。

### (3) 埼玉県の動き

埼玉県では、平成14（2002）年に、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指して「彩の国5か年計画」を策定しました。

これに基づき、同年、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、平成24（2012）年及び令和4（2022）年と10年ごとに改定を行いながら、さまざまな人権施策を展開してきました。

令和4（2022）年7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を新たに制定するなど、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、総合的に人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

### (4) 深谷市の取組

深谷市では、平成18（2006）年1月、1市3町（深谷市、岡部町、川本町及び花園町）で合併後、同年10月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「深谷市人権施策推進指針」を策定しました。

また、平成30（2017）年に指針の改定を行い、基本理念である「一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり」を目指して取り組んできました。

主な取組としては、深谷市人権教育専門員を配置し、幼稚園・小中学校・公民館などにおいて教職員、保護者及び一般市民などを対象として各種研修会を実施しています。また、熊谷人権擁護委員協議会深谷部会と連携して啓発イベントを開催するなど、あらゆる人権問題の解決に向け、さまざまな機会を通して人権教育・人権啓発を推進してきました。

しかしながら、近年では人権を取りまく環境も大きく変化しており、女性、子どもをはじめとした人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やSNS上でのいじめ、性的少数者への偏見、また、新型コロナウイルス感染症に関する差別や外国人へのヘイトスピーチ\*など新たな人権課題も生じており、ますます複雑・多様化しているのが現状です。

この「深谷市人権施策推進指針（第2次改定版）」は、「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」（以下「深谷市性の多様性に関する条例」という。）の制定などを踏まえ、人権をめぐる社会情勢の変化に対応していくため策定するものです。

## 2 指針の性格

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定された地方公共団体の責務として、本市が人権教育・人権啓発を総合的に推進するためのものです。
- (2) 本市の最上位計画である「第2次深谷市総合計画」及び「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を踏まえるとともに、本市の分野別計画などと密接な関連を持ったものです。
- (3) 本市が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、市民をはじめ企業などに対して本市の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。
- (4) 指針の見直しについては、人権施策の推進を、中長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて随時行います。

### 3 深谷市人権施策推進指針 体系図

#### 基本理念

一人ひとりの人権・個性が尊重されるまち

#### 目指す姿

市民一人ひとりの人権と個性が尊重されており、市民が互いに助け合い、すべての人にとってやさしいまちになっています。また、国籍や文化、言語など、互いが「ちがいがい」を認め合い、支え合って暮らせるまちづくりが進んでいます。

#### 人権施策の推進方向

- 1 人権教育・人権啓発の推進
- 2 相談・支援の推進
- 3 関係機関及び団体などとの連携による人権施策の推進

#### 分野別人権施策の推進

- 1 女性
  - ①男女共同参画の啓発
  - ②性別にとらわれない活躍の支援
  - ③DVの防止と被害者支援
- 2 子ども
  - ①子育ての経済的負担の軽減
  - ②地域における子育て支援
  - ③子育てにおける不安の軽減
- 3 高齢者
  - ①高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
  - ②高齢者の介護予防と社会参加の促進
  - ③権利擁護の推進
- 4 障害のある人
  - ①障害に対する理解促進と障害のある人の権利擁護
  - ②障害のある人へのサービスの充実
  - ③障害のある人の就労・社会参加の促進
- 5 性的少数者
  - ①性の多様性に関する理解の促進
  - ②性的少数者に寄り添った支援の推進
- 6 外国人
  - ①外国人への理解の促進
  - ②外国人への配慮
  - ③差別の解消
- 7 さまざまな人権問題
  - (1) 同和問題
  - (2) 感染症患者など
  - (3) 犯罪被害者やその家族
  - (4) アイヌの人々
  - (5) インターネットによる人権侵害
  - (6) 北朝鮮当局による拉致問題
  - (7) 災害時における人権への配慮
  - (8) 刑を終えて出所した人
  - (9) ホームレス
  - (10) ハラスメント
  - (11) ケアラー・ヤングケアラー

#### 推進体制

- 1 庁内の推進体制
- 2 国、県、市町村、民間団体などとの連携

## 第2章 人権施策の推進方向

---

市政に関する業務はあらゆる分野において、市民一人ひとりの生活に関連するとともに、憲法で保障された基本的人権をはじめとする、人に関わるさまざまな権利に深く関わっています。

地域社会や社会構造の変化により、人権課題もより複雑・多様化してきている中、すべての人たちが、差別や偏見なく互いに認め合い、助け合って暮らしていくことが求められています。

このため、本市行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

### 1 人権教育・人権啓発の推進

人権尊重の地域社会を築いていくためには、すべての市民が人権の意義と共存の重要性を理解し、市民一人ひとりを持つ多様性を尊重していくことが重要です。

本市は、すべての人が、常に人権尊重の意識を持ち、互いの人権について正しく理解し尊重し合えるよう、個人のライフステージに合わせた人権教育・人権啓発を推進します。

また、人権教育・人権啓発の実施に関しては、人権感覚は、一人ひとりの環境や体験及び心の在り方などに密接に関わっていることを踏まえ、個人の主体性を尊重し中立的立場で行うとともに、家庭、地域、職場、学校などさまざまな場を通じて、人権問題についての知識や理解を深め、それらの解決に向け、態度や行動で実践していけるよう努めます。

市職員は、日常業務において常に人権的配慮が必要であることから、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修などに取り組みます。

### 2 相談・支援の推進

誰でも、予期せず差別を受けたり、偏見を持たれたりすることがあります。こういった人権に関する課題に直面してしまった場合は、早期に相談窓口につながり、適切な支援を得ることが重要です。本市では、あらゆる人権問題に関する相談に的確に対応するとともに国の人権擁護機関、関係行政機関、学校及び事業者などの各種団体との十分な連携に努めます。また、市ホームページや各種広報媒体をとおして、各種相談窓口について広く市民に周知していきます。

### 3 関係機関及び団体などとの連携による人権施策の推進

市民が抱える人権問題の内容は、悩み事から生命に関わることまで広範囲にわたり、複雑・多様化しており、問題を取り巻く環境それぞれに対応した施策が求められます。

本市は、時代や社会の変化に応じて人権教育・人権啓発及び相談・支援などの人権施策を効果的に実施し、新たな人権問題に的確に対応していくため、関係機関及び団体と連携し、協働して人権施策を推進します。



### 第3章 分野別人権施策の推進

---

本市が重点的に取り組むべき分野別人権課題は、令和2年度に埼玉県が実施した調査結果などにより、関心の高い「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「外国人」に、近年、関心の高まりが大きく、本市でも条例を制定し、施策を展開している「性的少数者」を加え、全6項目とします。

#### 1 女性

##### 【現状と課題】

人口減少と少子高齢化による生産年齢人口<sup>\*</sup>の減少が進行し、女性の社会参画や活躍が期待される一方で、依然として固定的な性別役割分担意識<sup>\*</sup>が残っており、より一層、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現が求められています。また、配偶者などに対する暴力についても全国的に相談件数が増加しており、社会的な問題となっています。

このような中、本市では、「深谷市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する講座やパネル展の開催に加え、広報とSNSを活用した情報発信など各種啓発事業を行っています。しかし、市民アンケートでは、性別に関係なく、家庭、地域、職場で対等な役割分担であると感じている市民の割合は減少しています。

また、平成31（2018）年4月に「深谷市配偶者暴力相談支援センター」<sup>\*</sup>を設置し、DV<sup>\*</sup>相談、被害者支援を行っています。新型コロナウイルスによる社会変化も加わり、DV相談件数は増加の傾向にあり、女性に対する人権侵害の問題は解消されていません。相談支援体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

##### 【施策の展開方向】

###### ①男女共同参画の啓発

性別に左右されることなく、一人ひとりが尊重され、能力と個性を発揮する男女共同参画社会を推進するため、関係機関と連携し、家庭、地域、職場、学校へ向けた情報発信や男女共同参画講座の開催など、学習の機会を充実します。

###### ②性別にとらわれない活躍の支援

男女共同参画及び女性の活躍並びにワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の推進を図るため、市内事業所や働く女性及び働きたい女性に対する支援、周知啓発を行います。また、審議会などにおける委員への登用率を高めるなど、政策・指針決定過程に女性の参画を進めるための取組を行います。

###### ③DVの防止と被害者支援

DVは犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を周知するため、意識啓発のための取組を行います。また、複雑・多様化するDV相談において、関係機関と連携を強化し、DV被害者の状況に応じた支援を行います。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

「児童の権利に関する条約」※は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

本市では、平成27（2015）年に、これまでの「深谷市次世代育成支援行動計画」を踏まえた「深谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を担いながら連携を図ってきました。

しかし、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子どもの貧困など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。こうした中で、児童虐待、子どもの貧困など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

令和2（2020）年に、これらの問題に対応するための施策を盛り込んだ「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

将来を担う子どもの健全な育成を目指し、家庭、地域、行政がともに協力して子どもの人権を守るための取組を推進していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ①子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯が地域で安心して子育てすることができるように、経済的な支援を多角的に推進します。医療費助成やひとり親家庭の経済的自立に向けた就業支援をするなど家庭の状況に応じた経済的支援に加え、深谷市の独自事業として、0歳児世帯への支援金（地域通貨ネギー※）の支給をしているほか、保育施設に通う児童に対する第2子保育料無償化などを行います。

#### ②地域における子育て支援

地域で子どもたちが安心して生活できるよう、民生委員・児童委員を中心に地域の見守りを継続して実施します。また、地域住民による相互の子育て援助活動であるファミリーサポートセンター※事業の充実を図り、地域住民同士の助け合いを活発にし、利用しやすいサービス環境を整えます。

#### ③子育てにおける不安の軽減

子育ての不安や悩みを気軽に相談できるよう、子ども家庭総合支援拠点を設置するなど、窓口における支援体制を充実させるほか、家庭訪問を実施します。また、児童虐待を未然に防止するため、関係機関と連携を図りながら支援します。子育て支援センターなどでは、子育ての相談のほか、子どもの遊び場の提供や保護者の交流を支援します。さらに、子育てを支える交流の場を新たに整備します。

### 3 高齢者

#### 【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。また、本市の高齢者人口は、令和4（2022）年42,330人で、高齢化率は29.7%となっており、平成30（2018）年と比較して約2,800人、2.3%の増となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

本市では、令和3（2021）年に「深谷市高齢者福祉計画」を策定し、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の計画的な推進に取り組んでいますが、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限などにより、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が必要となっています。

#### 【施策の展開方向】

##### ①高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療や介護サービスだけでなく、相談、見守り、権利擁護などの支援、住宅の改修費用の助成など、在宅生活を継続するための施策やサービスを充実します。また、地域住民、NPO、ボランティア、福祉団体、民間事業者などの多様な事業主体による重層的な支援体制を構築し、高齢者の生活を支える仕組みの充実を図ります。

##### ②高齢者の介護予防と社会参加の促進

高齢者が自分らしい生き方を続けていくために、健康づくりと介護予防事業の連携の強化を図るとともに、生きがい活動の場の提供により、社会参加の促進を図るなど、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる環境を創出します。

##### ③権利擁護の推進

高齢者を財産侵害や虐待から守るとともに、虐待が疑われるケースなどに対する早期対応や再発防止に向けた支援を行うなど、権利擁護の推進を図ります。

## 4 障害のある人

### 【現状と課題】

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識などのこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許などを制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。

本市では令和3（2021）年に策定した「深谷市障害者プラン」に基づき、障害のあるなしに関わらず、地域で一緒に暮らす仲間として、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を推進していますが、地域で孤立していたり、家庭内あるいは施設内での虐待が指摘されたりするなど、障害のある人の基本的人権の擁護が問題となっています。

障害のある人やその家族、介助者などが住みなれた地域で人権侵害を受けることなく、安心して暮らせるよう、理解を深める取組や、社会参加の促進に係る取組を進めていく必要があります。

### 【施策の展開方向】

#### ①障害に対する理解促進と障害のある人の権利擁護

障害に対する理解促進や差別解消に向け、講演会や研修会を開催するほか、広報ふかやへの啓発記事の掲載などを行います。また、障害のある人の権利と財産を守るため、障害者虐待防止の周知や啓発を行い、判断能力が不十分な障害のある人へ成年後見制度※の利用支援を図ります。

#### ②障害のある人へのサービスの充実

福祉サービスの利用に関する相談支援の充実を図り、地域生活支援拠点等の整備などを推進するとともに、住宅の改修費用を助成するなど、障害のある人の地域での生活を支えるサービスの充実を図ります。また、発達の遅れや障害のある子どもたちを早期に支援につなげる仕組みづくりを推進し、子どもとその保護者がともに安心して生活していくための支援体制の充実を図ります。

#### ③障害のある人の就労・社会参加の促進

障害のある人の社会参加を促進するため、身近な地域において障害のある人本人の能力や適性に応じた就労支援を行います。また、ホームページや広報ふかやを通じて、手話や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進と普及啓発を図ります。

## 5 性的少数者

### 【現状と課題】

性的少数者（LGBTQ\*など）とは、どのような性を恋愛や性愛の対象とするのか・しないのかを示す「性的指向」\*や、自らをどのような性として認識するのか・しないのかを示す「性自認」\*が、多数者とは異なる人のことをいいます。

本市が令和3（2021）年に実施した市民アンケートでは、4%の方が、「自分が性的少数者であると思う」と回答しました。

性的少数者は、少数者であるがゆえに、周りの理解が十分に進んでおらず、多くの当事者が生きづらさを感じているのが現状です。

そこで、市民一人ひとりが性の多様性について理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができるよう、社会全体で取り組んでいくため、令和4（2022）年3月に「深谷市性の多様性に関する条例」を制定しました。また、同時に、性的少数者の人権が尊重され、自分らしく暮らせるための支援の一つとして「深谷市パートナーシップ宣誓制度」\*を開始しました。

性の多様性への理解を深めるための啓発や、性的少数者の相談体制の確立など、性のあり方に関わらず、すべての市民が暮らしやすい地域づくりへの取組が求められています。

### 【施策の展開方向】

#### ①性の多様性に関する理解の促進

市民一人ひとりが性の多様性を理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができるよう啓発・教育・相談の機会の充実を図ります。

#### ②性的少数者に寄り添った支援の推進

性的少数者が社会生活を送る上での生きづらさの解消につながるよう、「深谷市パートナーシップ宣誓制度」の充実や相談体制の整備など、当事者に寄り添った支援を行います。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

我が国は、少子高齢化が進む一方で、外国人材の活用やグローバル化によって外国人が増加している状況にあります。

本市における外国人は、令和4（2022）年4月1日現在3,201人であり全人口の約2.25%を占めています。また、平成29（2017）年の2,613人と比較し588人、約22.5%の増となっています。

我が国が、将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、日本人と外国人の双方がそれぞれの文化的、宗教的な背景などを理解し、共存共栄を図っていく「多文化共生」\*の考え方が重要となります。

しかし近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するような言動（ヘイトスピーチ）が問題になり、これらの防止を目的として平成28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。今後は外国人とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人も外国人も、ともに安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

### 【施策の展開方向】

#### ①外国人への理解の促進

地域社会において、異なる文化や価値観を互いに認め、尊重し合い、ともに生きていく多文化共生について理解を深め、偏見、誤解をなくすよう啓発に取り組みます。

#### ②外国人への配慮

庁舎内における多言語での情報提供や通訳などの支援により、行政手続きの利便性の向上を図ります。

外国人が自立した生活ができるよう、日本語学習機会についての情報提供を行います。

#### ③差別の解消

外国人に対する偏見、不当な差別的言動及び不合理な取扱いの解消に向け意識啓発などを推進します。

## 7 さまざまな人権問題

これまで述べてきた6項目の分野別人権問題のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題については、人権尊重の視点から正しい知識の普及と啓発を図るとともに、関係機関などと連携して効果的な相談・支援活動を推進します。

### (1) 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚を取りやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

### (2) 感染症患者など

HIV感染者\*・エイズ\*\*患者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇などの人権問題となって現れています。ハンセン病患者については、平成21（2009）年に「ハンセン病患者問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、いまだにハンセン病患者や元患者に対する差別や偏見が残っています。

また、令和2（2020）年に世界的パンデミックを引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、誤解や偏見により、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷やいじめといった人権侵害が増加しています。

### (3) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほか、言われのないうわさや中傷により傷つけられたり、マスメディアの行き過ぎた取材や報道によりプライバシーが侵害されたり、失業や廃業、働き手を失い経済的被害を受けたりするなどの二次的な被害に苦しめられ、問題となっています。

### (4) アイヌの人々

アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などでさまざまな差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれています。

また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

### (5) インターネットによる人権侵害

情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗中傷、差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現などがインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

(6) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による国家的犯罪である日本国民の拉致問題は、国民の生命・安全に関わる重大な問題です。拉致問題の解決のためには、国家国民をあげて取り組む必要があります。

(7) 災害時における人権への配慮

災害時の避難所におけるプライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などの要配慮者や女性の避難所生活における配慮への認識不足などの問題があります。

(8) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や、就労や住居の確保などの問題があります。

(9) ホームレス

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(10) ハラスメント

ハラスメントは、「いやがらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

(11) ケアラー・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラーが増加し、誰もがその立場になる時代が到来したと言えます。ケアラーがケアするのは高齢者だけでなく、障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど、状況はさまざまです。自身の親や配偶者などの介護、子どもや兄弟の世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護などに従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。



## 第4章 推進体制

---

### 1 庁内の推進体制

近年、人権問題は、複雑・多様化しており、これらの解決のためには庁内の担当ごとの専門的な対応とともに、関連する担当間の柔軟性のある幅広い連携が必要となっています。

このため、各所属に「深谷市職員人権啓発推進員」を置き、定期的に会議を開催し、関係部署間の相互連携を図るとともに、職員に対し、人権に関する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。

### 2 国、県、市町村、関係機関などとの連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村、関係機関などとの連携を強化し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、「熊谷・秩父人権啓発活動地域ネットワーク協議会」\*などを通じて、人権に関わる機関や団体と連携協力を図りながら、総合的な人権施策を推進します。

# 用語解説

※本文中で、\*を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

## 【あ行】

### ◆あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

依然として存在する人種、民族に対する差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書の作成が必要とされ、昭和40（1965）年の国連総会において採択された。締約国は人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なく実施することなどを内容としている。我が国は、平成7（1995）年12月、条約に加入した。

### ◆エイズ（AIDS）

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人がかからないような病気を引き起こしている状態のこと。

### ◆HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になっている。

### ◆LGBTQ

セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)はからだの性とところの性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)またはQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を意味する。

## 【か行】

### ◆熊谷・秩父人権啓発活動地域ネットワーク協議会

「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」とは、地域の中で、地方公共団体をはじめ人権啓発に関わる様々な機関・団体と連携・協力して、総合的かつ効果的に人権啓発活動を推進していくための、横断的なネットワークのことをいう。

「熊谷・秩父人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、さいたま地方法務局熊谷支局、さいたま地方法務局秩父支局、熊谷市、秩父市、深谷市、行田市、本庄市、寄居町、上里町、

美里町、神川町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町、「熊谷人権擁護委員協議会」、及び「秩父人権擁護委員協議会」で構成されている。

#### ◆権利擁護

認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障害者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。成年後見制度はその一つ。アドボカシーともいう。

#### ◆国際人権規約

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため昭和41（1966）年の国連総会において全会一致で採択された。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）の二つの国際人権規約があり、前者は労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したもの。後者は、人は生まれながらにして自由であるという基本的な考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するとの観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定している。我が国は、昭和54（1979）年6月に、いずれも批准した。

#### ◆国際連合人権高等弁務官

平成5（1993）年6月に開催された「世界人権会議<sup>\*</sup>」の成果としてまとめられた「ウィーン宣言及び行動計画」に基づき、同年12月に創設された。スイス・ジュネーブに本部事務所を置き、主に世界各国における人権の保護と啓発を目的として活動している。

#### ◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

### 【さ行】

#### ◆児童の権利に関する条約

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成6（1994）年4月に批准。この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。

#### ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保証される権利を有することを踏まえ、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、平成25（2013）年6月に制定された。差別解

消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における差別解消のための措置などが定められた。

#### ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、平成12（2000）年12月6日に制定された法律。

#### ◆人権教育

「人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とする教育活動」のこと。

#### ◆人権啓発

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

#### ◆人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により、法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

#### ◆生産年齢人口

一般的に15歳以上65歳未満の人口をいう。

#### ◆性自認

自分の性をどのように認識しているのか、しないのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

#### ◆性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

#### ◆性的少数者

セクシュアルマイノリティともいう。LGBTQなど、性的指向、性自認などの性の領域に関して社会的に少数派のこと。

#### ◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（施設入所・入院の契約締結、介護・福祉サービスの利用契約など）などの法律行為を一

人で行うことが難しいため、法的に保護し、支援する制度。

#### ◆性の多様性

性のあり方には、「からだの性（戸籍の性）」、「こころの性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「性表現（表現する性）」の4つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。

#### ◆世界人権会議

国際連合の主催によりオーストリアのウィーンで平成5（1993）年6月14日から25日にかけて開催された人権に関する国際会議である。冷戦終結後開催された最初の人権に関する国際会議であり、その成果はウィーン宣言及び行動計画としてまとめられた。その中で、新たに国際連合人権高等弁務官<sup>\*</sup>の設置が要請された。

#### ◆世界人権宣言

20世紀には、世界大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害や大量虐殺が行われ、人権の侵害や抑圧が横行していた経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えに基づき、昭和23（1948）年12月、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。

### 【た行】

#### ◆多文化共生（社会）

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、ともに支え合って生きていける状態または社会。

#### ◆男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

#### ◆地域通貨ネギー

QRコードを印刷したカードかスマートフォンを利用することで、現金を使わないキャッシュレス決済が可能な本市独自の地域通貨。地域通貨の単位はnegi（ネギー）とし、1 negi=1円で換算する。

#### ◆ドメスティック・バイオレンス

（英：Domestic Violence と表記、「DV」は略称）

配偶者暴力、夫婦間暴力とも言い、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。近

年では婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

## 【は行】

### ◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、または情報伝達の面で用いられることもある。

### ◆ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしいかた(依頼会員)」と「子育ての応援をしたいかた(協会員)」がファミリーサポートセンターの会員になり、保育施設の開始時間前や終了後の子どもの預かり、保育施設までの子どもの送迎など、育児に関する相互援助活動を行うシステムのこと。

### ◆深谷市配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。深谷市配偶者暴力相談支援センターでは次の業務を行う。

①相談、②一時保護の同行支援（被害者の緊急時における安全の確保）、③庁内各種手続きに関する支援（庁内各課との連携）、④被害者の自立に関する支援、⑤証明書の発行業務、⑥関係機関との連携⑦保護命令に関する裁判所への提出書面の作成

### ◆深谷市パートナーシップ宣誓制度

双方または一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係であることを市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度。

### ◆部落差別の解消の推進に関する法律

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、現在もなお存在している部落差別は、許されないものであるとの認識の下、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育及び啓発などを推進することによって、部落差別のない社会が実現することを目的として、平成28（2016）年12月に制定された。

部落差別（＝同和問題）解消に関しては、「同和対策事業特別措置法」（10年間 時限法）に基づき、昭和44（1969）年に同和対策事業が開始して以来、平成14（2002）年3月末に失効するまで、33年間にわたり時限法である特別措置法の制定や延長をしながら事業を継続してきた。

部落差別の解消の推進に関する法律は、情報化の進展に伴って部落差別を取り巻く状況の変化が生じていることを踏まえるとともに、恒久法として制定されたもの。

#### ◆ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること、又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追いつ出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

#### ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

近年、本邦の域外にある国又は地域出身者又はその子孫で適法に居住する人々に対する差別的意識を助長または誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知したり、または著しく侮辱したりすることにより、地域社会から排除することを扇動するヘイトスピーチが社会的関心を集めている状況にある。このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる教育と啓発などを通じて、国民に周知を図りながら、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的として、平成28（2016）年6月に制定された。

#### 【や行】

#### ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

#### 【わ行】

#### ◆ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。